

令和3年4月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

## 小城市農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年4月5日(月) 午後1時30分から午後2時3分
- 2 開催場所 庁舎大会議室(A・B)
- 3 出席委員

1番 野方俊彦	2番 本村教昭
3番 下村啓子	4番 古賀義博
5番 西村新二	6番 松尾正人
7番 池田政孝	8番 深河文雄
9番 高塚和行	10番 三根祐喜
11番 野口浩美	12番 江里口勇
13番 中村津多子	14番 江里口泰信
- 4 欠席委員  
なし
- 5 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名について
  - 第2 第1号議案 農地の買受適格証明願について
  - 第2号議案 農地法第3条による許可申請について
  - 第3号議案 農地法第4条による許可申請について
  - 第4号議案 農地法第5条による許可申請について
  - 第5号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
  - 第6号議案 農用地売渡等の希望申出について
  - 第7号議案 非農地判断について
- 6 農業委員会事務局職員  
事務局長 岸川 齊 副局長兼庶務係長 真子 祐輝

## 7 会議の概要

事務局	委員の皆様お疲れさまです。それでは、ただいまから令和3年4月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。
会長	初めに、江里口会長より挨拶をお願いいたします。 それでは、皆さん本日はお忙しい中にお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。 先ほど局長が申しましたように、農業委員会も人事異動がございまして新しい体制に替わっております。いろいろ代わった方も御苦勞はあると思いますが、今後一丸となって対応していただくようお願いを申し上げます。 また、農業委員の皆様方には、麦の成育良好の中にいろいろ点検等がある中で、今日はお忙しい中にお集まりいただきまして、ありがとうございました。 新年度の初めの農業委員会ということでございます。どうぞ皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。
事務局	ありがとうございました。 本日の出席委員は14名で、在任委員の過半数以上の出席がございしますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。
議長	それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。 それでは、ただいまから令和3年4月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私のほうから指名をさせていただきます。 5番西村委員、6番松尾委員をお願いいたします。 次に、第1号議案 農地の買受適格証明願についてを議題とします。 事務局より議案の説明をお願いいたします。
事務局	議案書は1ページを御覧ください。 本日の農地の買受適格証明願の審議件数は2件でございます。 関連しておりますので、申請番号1から申請番号2までを併せて説明いたします。 資料は1ページから37ページまでとなります。 申請番号1、（買受を受けようとする土地の所在地、地目、面積、申請人住所氏名、理由を読み上げる。） 申請番号2、（買受を受けようとする土地の所在地、地目、面積、申請人住所氏名、理由を読み上げる。） 議案資料5ページにありますように、佐賀地方裁判所民事部より期間入札の公告がなされ、民事執行規則第33条の規定により、「物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。」と買受け申出の資格を制限されております。そのため、買受適格証明願が申請をされております。 証明願の農地一覧を議案資料の4ページに記載しております。 申請番号1の申請人は17筆全て、申請番号2の申請人は番号17の農地のみ買受適格証明願を申請されております。

議長

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。高塚委員お願いします。

9番

農地の買受適格証明願と書いてありますが、これはどういうものですか。ちょっとはっきり初めてで分らんけん、こういう申請が出たと—お願いします。

事務局

お答えをいたします。

先ほど途中で民事執行規則第33条ということで、5ページの表になっています下の段に、「買受申出の資格の制限（民事執行規則第33条）」というふうに記載があります。その規則の条文が、「執行裁判所は、法令の規定によりその取得が制限されている不動産については、買受けの申出をすることができる者を所定の資格を有する者に限ることができる。」というふうに法令上規定をされております。

この裁判所が公告をしている対象地が、農地ですので、どうしても農地を取得する場合は5反要件があります。ですから、例えば、非農家の方がこの農地を買いたいとおっしゃっても、農地の買受けをすることができない場合もあります。そのため、行政庁の交付した買受適格証明書を有する者というふうに裁判所が公告をしておりますので、この入札に参加をするために、この買受適格証明願をお二人の方から提出を受けているということです。

以上です。

9番

そしたら、この申請をする資格というか、農業しよったら誰でもこれはされるのかどうか。面積規定か何か条件がありますか。

事務局

お答えします。

今回買受けをする面積、議案書の1ページの下の方の筆が3,551平米なんですが、例えば、この田んぼを購入できたとして、その後の面積が5,000平米以上になる方だったら、この適格証明願、農地を買える方ですよということで証明書をお出しすることになります。

議案資料の1ページと3ページになるんですが、それぞれ既に現在で申請されたお二人とも5,000平米を超えた耕作をされておりますので、農地を買う資格がある方ということで、今回、証明書をお出しするというふうに審議をさせていただいているところです。

以上です。

9番

そしたら確認ですけど、田んぼが5反幾らか持っとったら誰でもできるということですね。

事務局

はい、そうです。農地の所有の下限面積が、小城市内に関しては5,000平米ですので、購入される土地を含めて5,000平米になれば大丈夫ですので、一般的に大きく、認定農家の方とか、担い手の方とか、広く耕作をされている、現状で5,000平米以上、確実に耕作をされている方に関しては、この証明願があれば、農業委員会で審議して適格者ですよということで証明をお出しすることになります。

以上です。

9番

分かりました。

議長

ほかに何かございませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決をいたします。証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1及び申請番号2は原案のとおり証明することに決定しました。

事務局

次に、第2号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案書は2ページを御覧ください。

本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は3件でございます。

申請番号1について説明をいたします。

資料は38ページからとなります。

(第2号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は、牛津町練ヶ里地区にある市道柿樋瀬線北の農地で、申請理由は譲受人への贈与でございます。

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

申請番号2について説明をいたします。

資料は43ページからとなります。

(第2号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件の場所は、芦刈町牛王地区にある市道牛王三条線南の農地で、申請理由は譲受人への贈与でございます。

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決をいたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

申請番号3について説明をいたします。

資料は47ページからとなります。

(第2号議案 農地法第3条許可申請、申請番号3について事務局より説明)

この案件の場所は、三日月町金田地区にあるJR久保田駅北の農地で、申請理由は譲受人への贈与でございます。

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第3号議案 農地法第4条による許可申請についてを議題とします。

事務局

申請番号1について事務局より議案の説明をお願いいたします。  
議案書は3ページを御覧ください。  
本日の農地法第4条の許可申請の審議件数は1件でございます。  
申請番号1について説明をいたします。  
資料は52ページからとなります。

(第3号議案 農地法第4条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は、市道芦田東分線西の三日月町東分地区にある長崎自動車道高架下南の農地で、転用目的は営農型太陽光発電設備(一時転用)でございます。

被害防除対策ですが、雨水は自然流下のため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はございません。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は市町が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地であり、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議長

この案件については9番高塚委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

9番

申請者、申請農地、転用目的は事務局の説明のとおりでございます。

調査事項、申請目的及び位置の検討について、平成30年6月7日に許可された一時転用の更新申請であり、申請目的は適当である。

計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

実現確実性の判定について、既に太陽光発電設備の設置は完了している。

被害防除施設・用排水の検討について、太陽光発電設備の下部は大豆を作付されており、周辺農地への影響は少ないと考えられる。

その他特記事項について、令和3年3月6日に説明を受けて確認しています。

令和3年4月5日、農業委員、高塚和行です。

よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、第4号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。

事務局

申請番号1について事務局より議案の説明をお願いいたします。  
議案書は4ページを御覧ください。  
本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は1件でございます。  
申請番号1について説明をいたします。  
資料は59ページからとなります。

(第4号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は、市道舎人川越線南の芦刈町浜中地区にある浜枝川農村公園東の農地で、転用目的は特定建築条件付売買予定地6区画でございます。

被害防除対策ですが、雨水は道路側溝を経由して南側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽

で処理後に道路側溝を経由して南側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議 長

この案件については11番野口委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

11番

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局の説明のとおりです。

調査事項、申請目的及び位置の検討は、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

計画面積の検討は、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

なお、市道から分譲地へ直接乗り入れるため、転用地内に道路は設置しない。

実現確実性の判定は、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

被害防除施設・用排水の検討、周囲に土留め工事を施工される。生活排水は合併浄化槽で処理後に南側水路に排水。雨水は南側水路へ排水されるので、周辺農地への影響は少ないと考えられます。

その他の特記事項については令和3年2月28日に説明を受け、確認しています。

どうぞよろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、第5号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。

申請番号1から申請番号90まで一括して事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

議案書は5ページから16ページまでを御覧ください。

利用権設定について説明をいたします。

本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が28件、利用権の再設定が62件、合計で90件、総面積は44万8,624.09平米でございます。

今回の全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。

以上でございます。

議 長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1から申請番号90までについては原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第5号議案 農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題とします。

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案書は16-1ページを御覧ください。

所有権移転について、本日の審議件数は2件でございます。

申請番号1について説明をいたします。

申請番号1、(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)

以上でございます。

この案件につきましては事前調査を実施しております。6番松尾委員に御報告をお願いいたします。

それでは、あっせんの経過報告を行います。

昨年12月7日の12月の農業委員会にてあっせん委員に指名をされました。

12月18日、地域の認定農業者〇〇〇〇さんと買取りの条件を確認いたしました。

そして翌12月19日、所有者の〇〇〇〇さんと会い、売買条件を説明して了解してもらいました。

同日、〇〇さんに売買の成立を伝えたところです。

成立価格総額で〇〇〇〇万円ということです。

以上です。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いいたします。

申請番号2について説明をいたします。

(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決をいたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第6号議案 農用地売渡等の希望申出についてを議題とします。

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案書は17ページを御覧ください。

本日の審議件数は売渡希望が1件でございます。



議 長	<p>資料は67ページからとなります。  申請番号1について説明をいたします。  (土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)  以上でございます。  ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。  (質疑なし)  ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  (挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。  次に、第7号議案 非農地判断についてを議題とします。  事務局より議案の説明をお願いいたします。  議案書は18ページを御覧ください。  非農地判断について説明をいたします。  資料は80ページからとなります。  非農地判断は、農地法第2条第1項に規定する農地、すなわち、耕作の目的に供されているか否かの判断基準に基づくもので、非農地と判断した場合には所有者に対して非農地通知を送付します。また、法務局や市税務課等の関係機関に非農地一覧を送付するものでございます。  今回の490筆については、令和3年1月の農地パトロールにおいて農地には該当しないと非農地判断をしたものでございます。  今回審議していただく農地は、田が111筆、5万5,767.06平米、畑が379筆、2万864.14平米、合計で490筆、33万6,631.20平米でございます。</p>
議 長	<p>農地の所在や地目、面積等の一覧は議案資料に記載をしております。  以上でございます。  ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。  (質疑なし)  ないようですので、これより採決いたします。  第7号議案 非農地判断について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  (挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、第7号議案は原案のとおり承認することに決定しました。  ほかに皆さん方の中から何かございましたら、よろしくお願いいたします。  (なし)  ないようですので、次回日程等の連絡について事務局よりお願いいたします。  次回の日程等ですが、今月の農地転用現地調査日を4月26日月曜日の午後1時30分から西館2-6会議室。  5月の定例農業委員会の日時、場所ですが、5月7日金曜日午後1時30分から、ここ西館の大会議室となります。</p>
議 長	<p>以上です。  以上をもちまして4月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。</p>

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員